平成２９年（フ）第１８９５号
福岡市城南区田島４丁目11番５号
債務者　平塚　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９９号
福岡県糟屋郡新宮町下府４丁目６番６号　アルピーネ106号
債務者　大川　裕美（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９０１号
福岡市西区周船寺１丁目17番５－103号
債務者　松田　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１５号
福岡市東区名島１丁目２番６－301号
債務者　増永　直子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２１号
福岡市東区和白５丁目15番５－405号
債務者　近藤　千秋
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２２号
福岡市西区姪の浜２丁目14番56－105号
債務者　木寺　　潤
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３２号
福岡県春日市春日原北町２丁目13番地１　ロイヤルハイツ春日410号
債務者　野口　三郎
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３６号
福岡市西区愛宕２丁目13番32－203号
債務者　佐山　史晃
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４８号
福岡市南区大楠３丁目８番２－405号
債務者　鶴田美代子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５１号
福岡市東区原田１丁目16番35号
債務者　今村　信幸
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５４号
福岡市東区唐原４丁目９番20－210号
債務者　黒川　春実
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８９号
佐賀市大財５丁目11番13号
債務者　飯盛　勝貴
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
佐賀市開成１丁目４番401－14号　鍋島団地Ｄ１棟
債務者　辻田トシエ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
佐賀県伊万里市山代町楠久259番地24
債務者　草場　政彦
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４５３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼453番地
債務者　岡本よし子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５５号
熊本県宇城市松橋町曲野18番地７
債務者　光本　州作
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市笠之原町1465番地　ＫＴマンション203号
債務者　河内　香樹
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
岩手県北上市常盤台１丁目７番２－106号雇用促進住宅
債務者　川原　向葵（旧名隆伸）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部